

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該設備に」を「当該特別償却設備に」に改め、同項第一号中「設置した設備」を「増設した特別償却設備」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改め、同項第二号中「設備に」を「特別償却設備に」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。